

(あかさか1ちょうめ)

# NO. 190 赤坂一丁目地区(組合施行)

## 1 計画の概要

計画地	港区赤坂一丁目地内		
計画の概要	1	多様な都市機能が融合した高度複合拠点の形成を図る。	
	2	駅結節点の強化と新たな回遊性を創出する。	
	3	都心有数の緑化空間を創出する。	
	4	環境技術の導入により環境負荷の低減を図る。	
	5	防災性が高く安全で快適な市街地環境の形成を図る。	
地区面積	約2.5ha	構造	鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地上38階/地下3階	高さ	約205.08m

## 2 都市計画の内容

名称	赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業		施行区域面積	約2.5ha		
公共施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	面積	備考
		放射1号線	別に都市計画において定めるとおり			整備済み
		地区幹線道路	12m	約230m	—	拡幅
		区画道路1号	10m	約130m	—	拡幅
		区画道路2号	12.5~13.5m (全幅25m)	約30m	—	一部拡幅
建築物の整備	街区	建蔽率	容積率	建築物の 高さの限度	壁面の 位置の限度	主要用途
		—	—	高層部220m 低層部 20m	計画図参照	事務所、住宅、店舗
		建築面積	延べ面積(容積対象)		住宅建設の目標	
		約7,700㎡	約168,000㎡ (約144,000㎡)		約30戸	約4,400㎡
建築敷地の整備	建築敷地面積	整備計画			備考	
	約16,000㎡	・地下鉄連絡通路、地下鉄連絡広場、広場を整備する。 ・壁面の位置の後退により、歩行者空間を整備する。 ・建築物の外壁は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて 建築してはならない。			建築物の高さは、T. P. 10 mからとする。	
都市計画決定	平成23年9月12日 港区告示第208号					

### 3 地区計画(再開発等促進区を定める地区計画)

地区名	面積		容積率の 最高限度	建蔽率の 最高限度	容積率の 最低限度	建築面積の 最低限度	壁面の位置 の限度
赤坂一丁目地区	A	約2.5ha	900%	80%	300%	500㎡	建築物の外壁は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。
	B	約0.5ha	900%	—	—	—	
都市計画決定	平成23年9月12日 港区告示第207号						

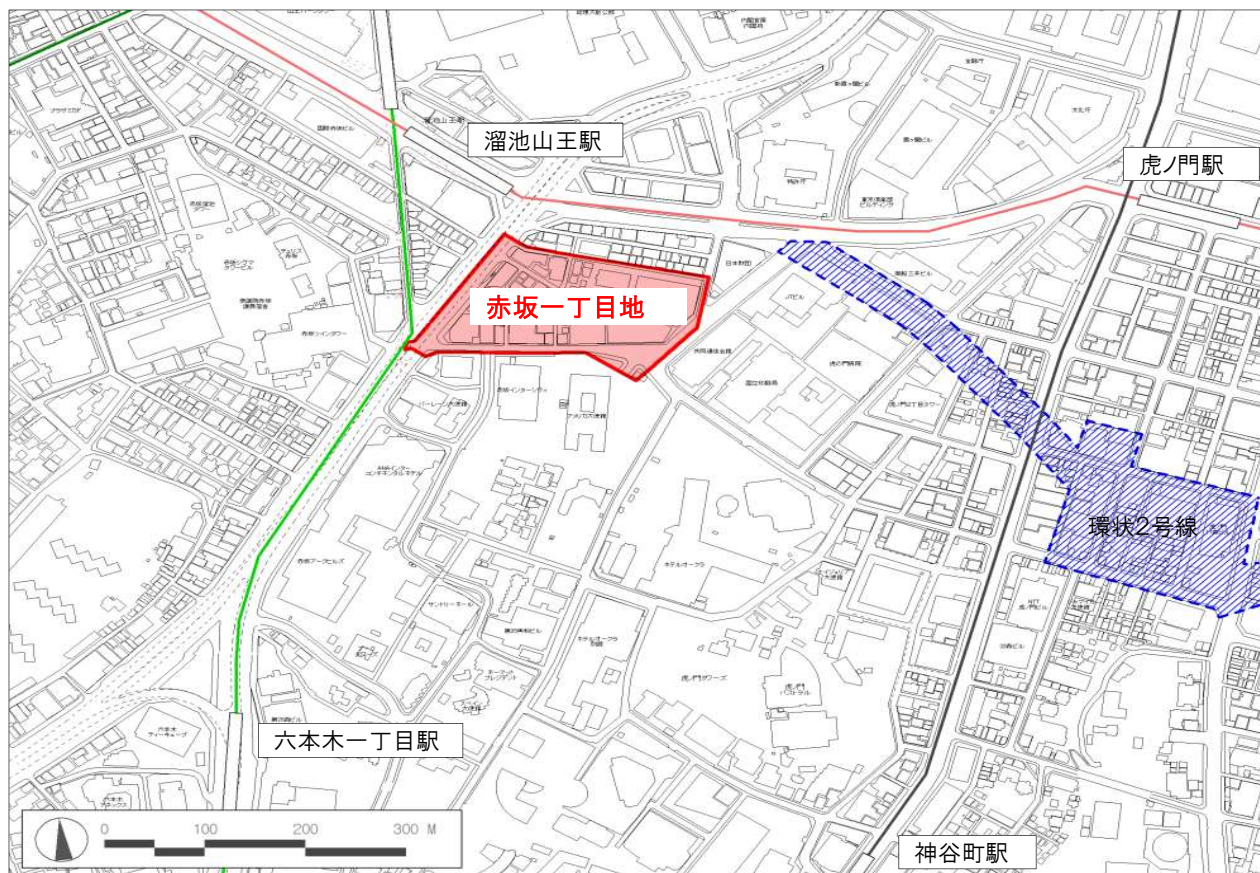
### 4 事業計画の概要

敷地面積	約16,088㎡		建蔽率	約44%
延べ面積	約178,330㎡(約144,190㎡)		容積率	約896%
用途	地下3階～地下2階	駐車場、機械室	住宅戸数	52戸
	地下1階	店舗、駐車場、機械室		
	地上1階	店舗、住宅エントランス、駐輪場		
	地上2階	事務所エントランス		
	地上3階	事務所、店舗		
	地上4階	事務所	駐車場	314台
	地上5階～12階	事務所、住宅		
	地上13階～37階	事務所		
地上38階～PH	EV機械室、階段室	総事業費	約984億円	
事業認可	平成24年 8月 8日			東京都告示第1243号
	平成25年 3月 8日			東京都告示第 310号(変更)
	平成25年 6月28日			東京都告示第 931号(変更)
	平成27年 8月18日			東京都告示第1267号(変更)
	平成28年12月22日			東京都告示第2033号(変更)
	平成29年 8月30日			東京都告示第1344号(変更)
	平成30年 3月15日			東京都告示第 364号(変更)
	平成31年 3月 8日	東京都告示第 289号(変更)		

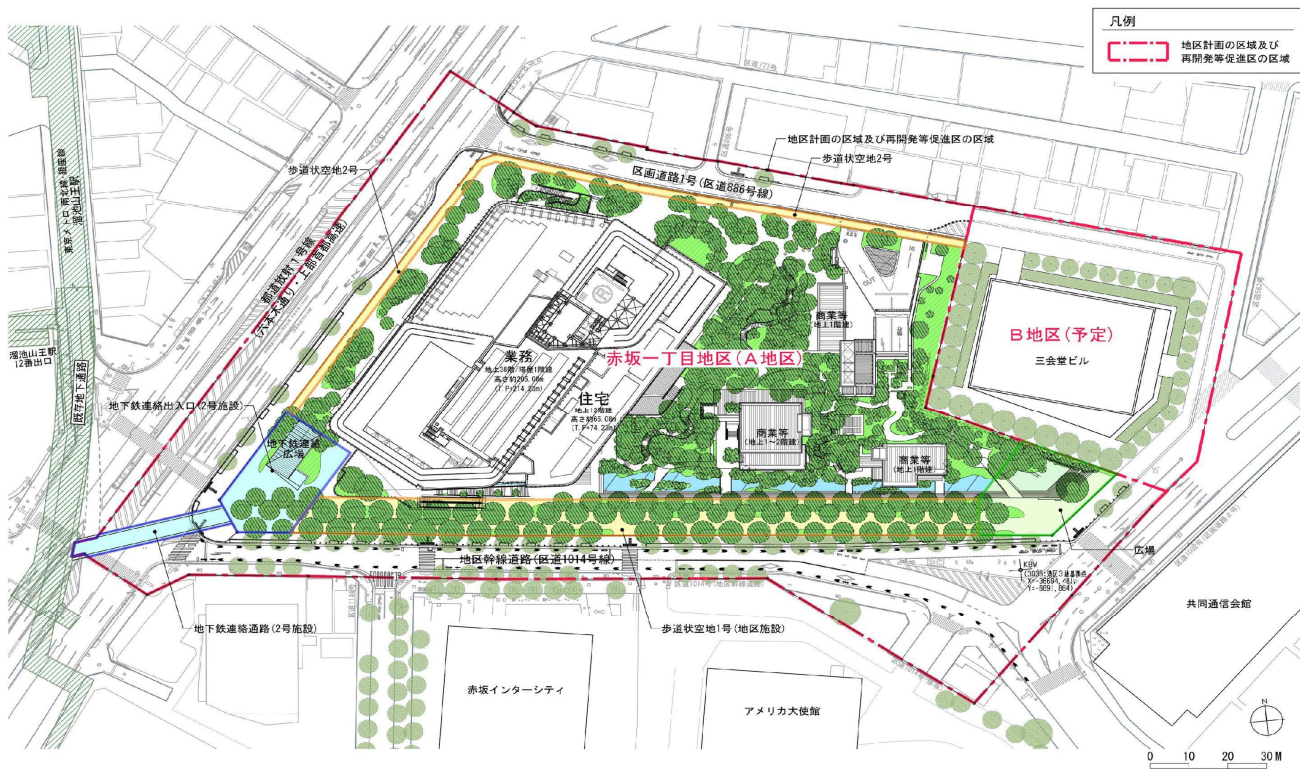
### 5 経緯

年月日	内容
平成19年 6月	まちづくり協議会設立
平成20年 3月	市街地再開発準備組合設立
平成23年 9月12日	赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業都市計画決定
平成24年 8月 8日	組合設立認可
平成25年 3月 8日	定款、事業計画変更認可
平成25年 6月28日	定款、事業計画変更認可
平成25年 9月19日	権利変換計画認可
平成25年 9月25日	権利変換期日
平成26年 9月9日	建築工事着工
平成27年 8月18日	事業計画変更認可
平成28年12月22日	事業計画変更認可
平成29年 8月30日	事業計画変更認可
平成29年 8月31日	建築工事完了
平成30年 3月15日	事業計画変更認可
平成31年 3月 8日	事業計画変更認可
令和元年10月18日	組合解散認可

## 6 位置図



## 7 区域図



## 8 完成写真

